

## 柔整請求書(様式第7号(3))記載に係るお願い

### ① 電療法料(冷電療法料・温電療法料・電療料)について

- ア 後療において強直緩解等のため温電法を併術した場合、骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間を除き算定できます。また、脱臼・打撲・不全脱臼又は捻挫の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間を除き算定できます。
- イ 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上経過した場合であっても、整復又は固定を行った初検の日は、温電療法料の加算はできません。
- ウ また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は施療を行った初検の日についても算定できません。
- エ ただし、初検の日より後療のみを行う場合は算定可能です。
- オ 冷電法については、負傷当初より行った場合に限り加算可能です。
- カ 冷電法と温電法の重複算定は認められていません。

### ② 運動療法料について

運動療法料は、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、1週間に1回程度、1か月(暦月)に5回を限度として算定できます。

#### 【お願い事項】

上記の①、②について、適否の判断に要するため、初検料を算定する請求書に限り、各施術日を請求書にご記載いただくか、施術日を記載した別紙を添付いただくようお願いいたします。

